

令和4年度

岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

令和4年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度岩沼市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,410千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ525,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		409,340	△3,522	405,818
	1 後期高齢者医療保険料	409,340	△3,522	405,818
5 諸 収 入		12,334	△2,888	9,446
	2 受託事業収入	10,249	△3,119	7,130
	3 雑 入	2,084	231	2,315
補正されなかった款項に係る額		109,795	0	109,795
歳 入 合 計		531,469	△6,410	525,059

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		19,448	△3,758	15,690
	1 総務管理費	17,265	△3,758	13,507
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		501,173	△2,652	498,521
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	501,173	△2,652	498,521
補正されなかった款項に係る額		10,848	0	10,848
歳出合計		531,469	△6,410	525,059

一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	409,340	△3,522	405,818
5 諸収入	12,334	△2,888	9,446
補正されなかった款に係る額	109,795	0	109,795
歳入合計	531,469	△6,410	525,059

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費	19,448	△3,758	15,690
2 後期高齢者医療広域連合納付金	501,173	△2,652	498,521
補正されなかった款に係る額	10,848	0	10,848
歳 出 合 計	531,469	△6,410	525,059

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△3,119	△639
			△2,652
		△3,119	△3,291

2 歳入

1款 後期高齢者医療保険料

1項 後期高齢者医療保険料

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 特別徴収保険料	278,147	△ 6,761	271,386	1 特別徴収保険料	△ 6,761
2 普通徴収保険料	131,193	3,239	134,432	1 現年度分	3,239
計	409,340	△ 3,522	405,818		

5款 諸収入

2項 受託事業収入

1 健康診査受託事業収入	10,249	△ 3,119	7,130	1 健康診査受託事業収入	△ 3,119
計	10,249	△ 3,119	7,130		

3項 雑入

1 雑入	2,084	231	2,315	1 雑入	231
計	2,084	231	2,315		

(1款) 後期高齢者医療保険料 (1項) 後期高齢者医療保険料

(単位: 千円)

説	明
特別徴収保険料	△ 6,761
現年度普通徴収保険料	3,239

健康診査受託事業収入	△ 3,119
<充当先> 1 1 1 後期高齢者健康診査に要する経費	△ 3,119

雑入	231
----	-----

3 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	17,265	△3,758	13,507			△3,119	△639
計	17,265	△3,758	13,507			△3,119	△639

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	501,173	△2,652	498,521				△2,652
計	501,173	△2,652	498,521				△2,652

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 役務費	△189	後期高齢者医療に要する経費	△1,189
12 委託料	△3,569	後期高齢者健康診査に要する経費	△2,569

18 負担金、補助及び交付金	△2,652	後期高齢者保険料等の納付に要する経費	△2,652